

策定年月	令和5年3月
見直し年月	令和〇年〇月

# 麦・大豆国産化プラン

産地名：援農ぎふ小麦産地

(作成主体：株式会社援農ぎふ)

# 1. 麦・大豆生産の現状と課題及び課題解決に向けた取組方針

## ●小麦(タマイズミ)

### <産地の方針>

援農ぎふ小麦産地では、昨今の世界情勢を鑑み、小麦の国産化を推進するため、作付面積の拡大を行う。

### <現状と課題>

湿害対策・・・援農ぎふの特性上、湿害の影響を受けやすい条件不適地を借地するケースが多いことから、小麦適作地の拡大が難しい。よって、作付面積の拡大が実現できない。

雑草対策・・・現状はロータリー耕を2回行っているが、耕起深度が浅いことから雑草の根絶に至らず、休作期間を設ける必要があり、作付面積の拡大が実現できない。

適期作業・・・本巣市と羽島市の2市(距離20kmほど)にわたり約150haの耕作を少人数のオペレーター(農作業の従事者数は6人)で担っており、水稻収穫作業と並行して播種前作業を実施する必要があることから、作業期間の確保が難しく、小麦の作付面積の拡大が実現できない。

### <課題解決に向けた取組方針>

プラウとそれを牽引するトラクターを導入することで、以下の課題を解決することができる。

湿害対策・・・リバーシブルプラウによる反転耕を行うことで土壌の乾田化を促進することが可能となる。

→小麦作に適したほ場の拡大による作付面積の拡大を実現する。

雑草対策・・・リバーシブルプラウにより完全天地返しを実現し、雑草の種を根絶やすことが可能となる。

→雑草繁茂を防ぐことで収量を安定化させる。また、休作期間を減少(または廃止)させることができ、作付面積の拡大に資する。

適期作業・・・プラウ耕を行い、従来のロータリー耕から作業能率を1.27倍に向上させることにより、適期間に作業を完了させることが可能となる。

※ 麦・大豆生産における課題(湿害対策、適期播種、土づくり、連作障害対策等の必要性等)を具体的に記載すること。

※ 課題解決に向けて取り組む内容及び今後の生産拡大に向けた方針を具体的に記載すること。

## 2. 産地と実需者との連携方針(麦)

### 〈連携方針〉

『加工適性に優れた品質と生産量の安定を重視した「売れる麦づくり」（岐阜県産麦の振興方針より）』

岐阜県産麦の振興方針に則り、需要に即した生産の定着・拡大を進める。また、県内産の評価を高めるため、実需者の求める安定した販売量、品質を確保するために産地と行政が一体となった試験研究・現地実証等を着実に実行する。

### 〈具体的取組内容〉

#### 産地（援農ぎふ小麦産地）

実需者  
(サンミール株式会社)

①需要に即した生産の定着・拡大

・実需者の提示する需要量に即した生産量となるよう調整を進める。

・需要量の提示。

②品質向上・単収向上

・実需者の求める品質・単収に向け試験研究・現地試験等を実施し、品種・単収の高位安定化を図る。

・産地における取組に対する評価等のフィードバック。

③地域に適した品種の導入

・実需者の求める品質や産地の生産状況、意見交換に基づき、岐阜県の産地に適する品種導入を図る。

### 〈生産量と需要量〉

品種：タマイズミ

生産者団体	現状（R4年産）		目標（R8年産）	
	生産量	需要量	生産量	需要量
JA全農岐阜※1	2,945t	2,945t	4,850t	4,850t
内 援農ぎふ小麦産地	71.5t		75.5t	

※1) 令和5年3月14日第2回岐阜県麦民間流通地方連絡協議会資料参照。

※ 産地と実需者については具体的な名称を記載すること。

※ 麦の実需者は、麦を原料とした加工品等の製造を業とする者（製粉会社、製パン会社、製麺会社等）とする。

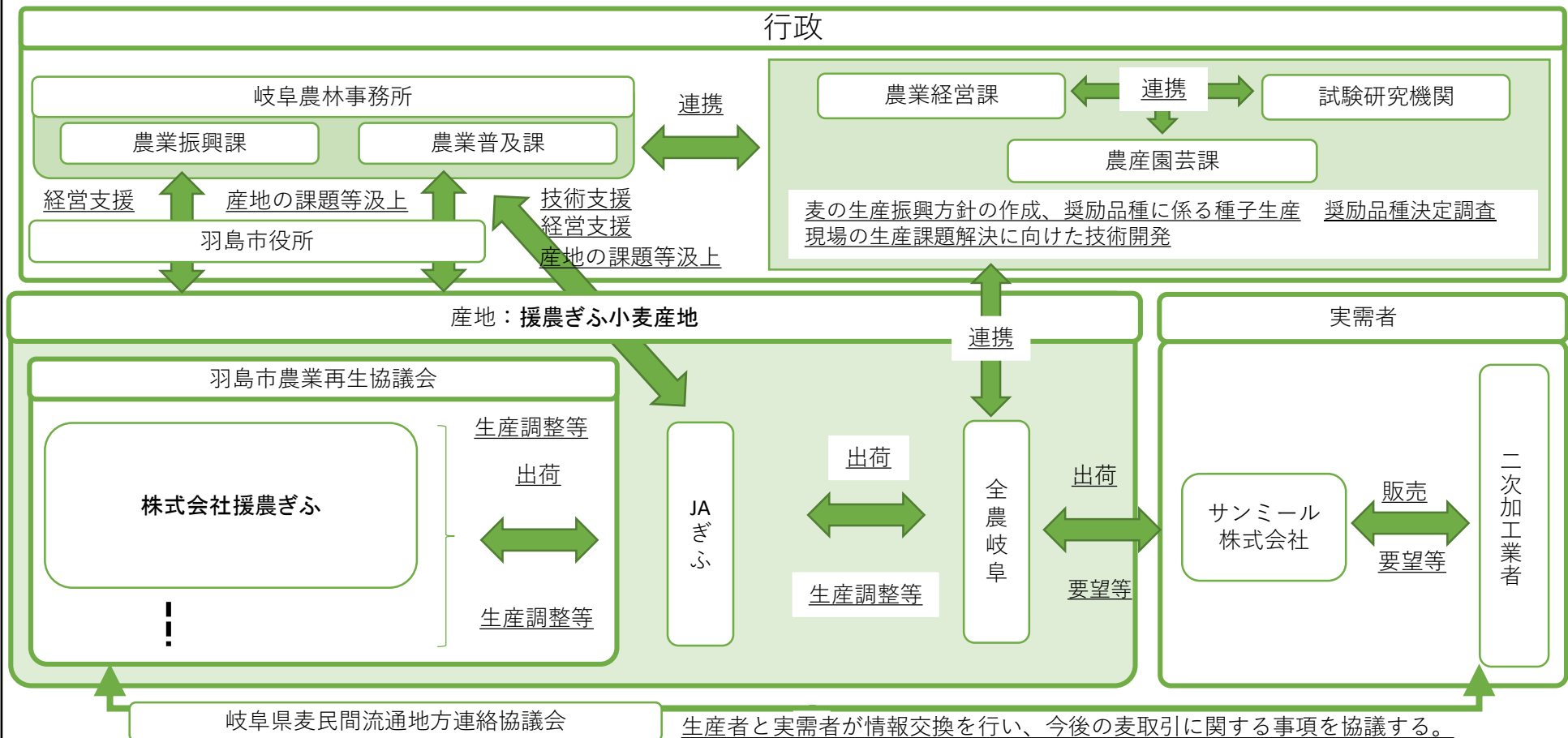
※ 大豆の実需者は、大豆を原料とした加工品等の製造を業とする者、大豆の販売を業とする者及びこれらの者が組織する法人その他の団体とする。

なお、販売を業とする者を実需者とする場合は、その者が販売する先（最終実需者）について、代表的な者の名称を記載すること。

※ 産地と実需者それぞれの国産麦・大豆取扱量の現状とおおむねの目標値を記載すること。

### 3. 麦・大豆の国産化に向けた推進体制及び各関係者の役割(麦)

#### 〈推進体制〉



#### 〈各関係者の役割〉

事業実施主体	農産園芸課	全農岐阜	農業経営課	試験研究機関	農林事務所
品質・収量の高位安定化に向けた機械・技術導入を行い、生産技術の高度化に努める。	麦・大豆の生産振興と水田フル活用の推進。	<ul style="list-style-type: none"> <li>生産物の流通販売。</li> <li>実需者からの要望調査。</li> <li>産地との生産調整。</li> <li>産地・行政・実需者間の連携</li> </ul>	営農技術の普及指導。	品種導入、栽培技術の開発。種子生産の実施。	営農技術の普及指導。

※ 産地と実需者との連携について、図等を用いて明示すること。

※ 取組の中心となる農業者等を必ず位置付けること。